

バイク・自家用車通学に関する誓約書

今般、自家用自動車、またはバイクを使用するにあたっては、以下の誓約事項を遵守します。万一これに違反し事故発生の場合は、私の責任において一切の処理を為し、大学にご迷惑をかけません。これに相違ないことを確認し、本誓約書に署名捺印のうえ誓約いたします。

1. 私は、決められた申請書を大学に提出して、本誓約書を提出するものとします。なお、誓約書を提出したあとでなければ、自動車・バイクを運転して通学致しません。
2. 私は、道路交通に関する諸法令を守って運転を行うとともに、次の事項に該当するときは、自動車、またはバイクでの通学を一切しません。
 - ①飲酒した場合
 - ②過労や疾病のため心身が疲労しているとき
 - ③通常の所要時間では遅刻が予想される時
 - ④そのほか、道路交通法など諸法令が禁止している事項に該当するとき
3. 私が前項までに違反して事故を起こし、これが原因で大学が損害を受けたときは、大学が受けた損害につき賠償を請求されても異議ありません。
4. 私が運転中に起こした事故については、大学に一切ご迷惑をかけません。
5. 私は自動車、またはバイクの駐車（駐輪）中における破損、盗難などの事故については、大学に一切の補償を求めません。
6. 私は自動車、またはバイクの駐車（駐輪）に必要な料金を自己において負担します。
7. 私は自動車損害賠償責任保険の加入はもちろんのこと、対人対物の任意保険へ加入しております。任意保険の加入内容は別紙届出書の通りです。
8. 私は承認期間内に任意保険の保険期間が満了を迎えた時は、自己責任において更新または、新規加入します。

バイク・自家用車通学の承認期間は、毎年4月1日を基準日として1年間とします。なお、基準日の途中で承認を受けた場合の承認期間は、承認を受けた年の3月31日までとします。継続使用を希望する場合は、あらためて申請書、誓約書の提出が必要です。

宝塚医療大学
学長 岸野 雅方 殿

平成 年 月 日

申請者
氏 名

⑩